

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

神戸町の人口は令和 7 年 2 月現在 18,171 人で、平成 17 年以降減少しており、令和 27 年には 13,016 人まで減少すると見込まれている。年齢 3 区分別人口の割合は 0 歳から 14 歳が 10.4%、15 歳から 64 歳が 56.2%、65 歳以上が 33.4%と少子高齢化が進行している。

産業構造は第 2 次産業が 70%、第 3 次産業が 29%を占めており、産業別の従業者数は製造業が 55.3%と最も多くを占める。次いで卸売り・小売業が 12.8%と多い。神戸町の基幹産業である製造業でみると、工業所数・従業者数・出荷額等は概ね横ばいで推移しているが、人手不足や事業継承等の問題に直面している中小企業は多い。また、今後さらに人口減少が進むことで、労働力不足や人材不足への対応がより大きな課題となることは避けられない。このような中、中小企業の労働生産性を向上させることで事業基盤の強化を図ることは喫緊の課題である。

#### (2) 目標

神戸町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、労働生産性の向上を図り、中小企業者の事業基盤を強固にするため、導入促進基本計画期間中に 3 件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(※1)が基準年度(※2)比で年平均 3%以上向上することを目標とする。

※1 労働生産性：営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）で除したもの

※2 基準年度：直近の事業年度末

## 2 先端設備等の種類

神戸町の産業は、製造業、サービス業が中心であるが、農林水産業においてもバラや小松菜は県内有数の産地となっているなど、多様な産業が神戸町の経済、雇用を支えている。ゆえに、これら多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

神戸町は町内全域が肥沃な平坦地で、地下水が豊富など多様な産業の適地であり、町内広域に様々な産業が立地している。中小企業者による幅広い生産性向上に係る取組を実現するため、本計画の対象区域は、神戸町の行政区域全域とする。

### (2) 対象業種・事業

神戸町の産業は、製造業、サービス業が中心であるが、農林水産業においても、バラや小松菜は県内有数の産地となっているなど、多様な産業が神戸町の経済、雇用を支えている。ゆえに、これら多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

### (2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。